

令和 2 年 7 月 31 日  
関東信越厚生局

## 保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和 2 年 7 月 29 日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | デンタルオフィスヒラタ  |
| (2) 所在地      | 神奈川県大和市中央林間 4-5-18 加藤ビル 2F                               |
| (3) 開設者      | 平田 賢次  |
| (4) 指定の取消年月日 | 令和 2 年 8 月 1 日   |
| (5) 根拠となる法律  | 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）<br>第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号 |

#### 2. 保険医の登録の取消

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 氏 名      | 平田 賢次（70 歳）                                  |
| (2) 登録の取消年月日 | 令和 2 年 8 月 1 日                               |
| (3) 根拠となる法律  | 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）<br>第 81 条第 1 号及び第 3 号 |

### 【行政処分に至った経緯】

当該歯科医院に対し、個別指導を実施したところ、当該歯科医師は納品書、指定された患者の診療録及び日計表を持参せず、さらに、診療録を指導前にまとめて印刷した等の発言があったことから、個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、診療報酬請求と実際の診療内容に相違が確認されたことから、平成 30 年 7 月から令和元年 6 月まで計 6 日間の監査を実施し、結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

### 【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求して

いた。(架空請求)

(2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

**【診療報酬の不正請求額】**

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	348件
----	------

不正請求額	6,692,047円
-------	------------

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正等請求があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。